

○近江八幡市簡易工事等契約希望者登録制度実施要綱

平成 2 2 年 3 月 2 1 日

告示第 3 0 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内に事業所を置く事業者等であって近江八幡市契約規則（平成 2 2 年近江八幡市規則第 6 1 号）第 5 条第 3 項の入札参加者（登録者）名簿（建設工事に係るものに限る。以下「建設工事入札参加資格名簿」という。）に登録のないものに対し、市が発注する工事等の受注機会を拡大し、公平公正に活用するための近江八幡市簡易工事等希望者登録名簿（以下「簡易工事名簿」という。）に当該事業者等を登録する制度を定めることにより市内の経済の活性化を図ることを目的とする。

（令 7 告示 1 7 8 ・一部改正）

(対象となる契約)

第 2 条 市が簡易工事名簿に登録した者に発注できる工事等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 内容が簡易で、かつ、施工が容易であるもの
- (2) 設計金額（消費税を含む。）が 5 0 万円未満であるもの

（令 3 告示 2 4 1 ・令 7 告示 1 7 8 ・一部改正）

(対象者等)

第 3 条 簡易工事名簿に登録することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 近江八幡市内に居住する者
- (2) 近江八幡市内に事業所を有する者
- (3) 業務の特殊性を考慮し市長が特に必要と認める者

（令 3 告示 2 4 1 ・令 7 告示 1 7 8 ・一部改正）

(欠格事項)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、簡易工事名簿に登録することができない。

- (1) 建設工事入札参加資格名簿に登録されている者
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者
- (3) 自己又は自社の役員等が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- (4) 自己若しくは同居する家族又は自社若しくは自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者
- (5) 簡易工事名簿への登録を希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (6) 国税及び地方税に滞納がある者
- (7) その他市長が適当でないと認める者

（平22告示364・平24告示178・令3告示241・令7告示178・一部改正）

（登録の手続）

第5条 簡易工事名簿への登録の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 近江八幡市簡易工事等契約希望者登録申請書（別記様式第1号）
- (2) 国税及び地方税に滞納がないことを証明する書類
- (3) 誓約書（別記様式第2号（その1））及び誓約書の添付書類（別記様式第2号（その2））
- (4) その他市長が登録に必要と認める書類

2 前項の規定による登録の受付場所は、契約事務主管課とする。

（平22告示364・平24告示178・令3告示241・令7告示178・令8告示214・一部改正）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その申請に係る書類等を審査し、登録すべきものと認めたときは、簡易工事名簿に登録するものとする。この場合において、近江八幡市入札参加資格審査による資格業者の選定を拒むものでは

ない。

(令 3 告示 2 4 1 ・ 令 7 告示 1 7 8 ・ 一部改正)

(有効期間)

第 7 条 簡易工事名簿の登録の有効期間は 2 年間とし、追加受付は毎年実施するものとする。

2 市長は、必要があると認めたときは、市長が定める期間に、別に定める書類の提出を求めることができる。

(令 2 告示 1 8 4 ・ 令 7 告示 1 7 8 ・ 一部改正)

(契約保証金)

第 8 条 この要綱による契約締結に当たっては、近江八幡市建設工事執行規則（平成 2 2 年近江八幡市規則第 1 5 5 号）第 6 条第 2 項第 3 号の規定により契約保証金を免除する。

(令 7 告示 1 7 8 ・ 一部改正)

(変更等の届出)

第 9 条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、近江八幡市簡易工事等契約希望者登録変更等届（別記様式第 3 号）により市長に届出をしなければならない。

- (1) 住所、所在地、電話番号等を変更したとき。
- (2) 氏名、法人名称又は代表者を変更したとき。
- (3) 廃業等により営業が不可能になったとき。
- (4) 登録を抹消しようとするとき。

(令 3 告示 2 4 1 ・ 令 7 告示 1 7 8 ・ 一部改正)

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令 3 告示 2 4 1 ・ 一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 2 年 3 月 2 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市簡易工事等契約希望者登録制度実施要綱（平成18年5月1日施行）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成22年告示第364号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（平成24年告示第178号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和元年告示第59号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和2年告示第184号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過規定）

- 2 この告示による改正後の近江八幡市簡易工事等契約希望者登録制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に登録された者について適用し、施行日前に登録された者については、なお従前の例による。

付 則（令和3年告示第241号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和7年告示第178号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和8年告示第214号）

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期

を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする
旧拘留に処せられた者とみなす。

別記様式第1号(第5条関係)

近江八幡市簡易工事等契約希望者登録申請書

年 月 日

近江八幡市長 宛

近江八幡市が発注する簡易工事等契約を受注するため登録を申請します。

【住所又は所在地】 〒	
【商号又は名称】 フリガナ	
【代表者職・氏名】 フリガナ	
【電話番号】	【FAX番号】
【携帯番号】※個人登録で携帯電話番号の名簿搭載を希望する場合	

希望業種(2業種以内)

番号	登録希望工事等業種 (受注希望順に具体的に記入すること)	許可、免許等が必要な業種はその 種類・名称等
1		
2		

※ 記入に当たっては、「近江八幡市簡易工事等契約希望者登録申請の手引き」の申請書の書き方を参考にしてください。

※ 許可、免許等が必要な業種を申請するときは、許可等の写しを添付してください。

受付印	受 理	確認者	受付担当
	() 不 備		

別記様式第2号（その1）（第5条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、近江八幡市が必要な場合には、近江八幡警察署に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己（若しくは家族及び同居人）又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 前項の第2号から第6号までの者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人（個人事業者の場合）ではありません。

年 月 日

近江八幡市長 宛

〔法人・団体等にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人・団体等にあつてはその名称及び代表者名〕

（ふりがな）

氏 名

署名又は記名押印

〔法人・団体等にあつては代表者の生年月日及び性別〕

生年月日

年 月 日 性別（男・女）

別記様式第2号（その2）（第5条関係）

番号	法人名、商号、名称等 (法人・団体等の記載欄)	所 在 地 (個人の場合、住所)	役 職 名 (法人・団体名等の記載欄)	続柄	フリガナ	氏 名 (漢字表記)	生年月日				性別
							元号	年	月	日	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

記載対象 法人・・・代表者及び登記に記載のある役員
個人事業主・・・本人及び同居する家族

別記様式第3号(第9条関係)

近江八幡市簡易工事等契約希望者登録変更等届

年 月 日

近江八幡市長 宛

郵便番号

住所又は所在地

届出者

代表者職・氏名

電話番号

FAX番号

下記のとおり変更等をしたので届出します。

変更等事項	変 更 前	変 更 後	変更等年月日
備考			

※希望業種の変更は、認められませんので注意してください。

※廃業等により登録を抹消するときも届出してください。

※自己作成による同様式の届出も可能です。

確認者	受付担当
-----	------

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

（令 3 告示 2 4 1 ・一部改正）

別記様式第 2 号（その 1）（第 5 条関係）

（平 2 4 告示 1 7 8 ・追加、令元告示 5 9 ・一部改正、令 3 告示 2 4 1 ・旧

別記様式第 4 号（その 1）繰上・一部改正）

別記様式第 2 号（その 2）（第 5 条関係）

（平 2 4 告示 1 7 8 ・追加、令 3 告示 2 4 1 ・旧別記様式第 4 号（その 2）

繰上）

別記様式第 3 号（第 9 条関係）

（平 2 4 告示 1 7 8 ・旧別記様式第 4 号繰下、令 3 告示 2 4 1 ・旧別記様式

第 5 号繰上・一部改正）